第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

△

○

その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

算式Ⅳの符号

q　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月 1 日現在における 15 歳から 34 歳までの就業者数を同年の 15 歳から 34 歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

r　国勢調査によつて公表された平成 27 年 10 月 1 日現在における 15 歳から 34 歳までの就業者数を同年の 15 歳から 34 歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式Ⅴ

$K = \{(122.70 \times (t - s) \times (1 / 5) + 0.41)\} + (13.91 \times t - 10.09)$

（t － s）×（1 ／ 5）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{(122.70 ×（t － s）×（1 ／ 5）＋ 0.41)} に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 3 を超える場合には 3 とし、 1 に満たないときは 1 とする。(13.91 × t － 10.09)に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

算式Ⅴの符号

s　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月 1 日現在における 25 歳から 44 歳までの女性の就業者数を同年の 25 歳から 44 歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

t　国勢調査によつて公表された平成 27 年 10 月 1 日現在における 25 歳から 44 歳までの女性の就業者数を同年の 25 歳から 44 歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端

○

算式Ⅳの符号

q　国勢調査によつて公表された平成 17 年 10 月 1 日現在における 15 歳から 34 歳までの就業者数を同年の 15 歳から 34 歳までの人口で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

r　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月 1 日現在における 15 歳から 34 歳までの就業者数を同年の 15 歳から 34 歳までの人口で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅴ

$K = 121.21 \times (t - s) \times (1 / 5) + 0.09$

（t － s）×（1 ／ 5）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

s　国勢調査によつて公表された平成 17 年 10 月 1 日現在における 25 歳から 44 歳までの女性の就業者数を同年の 25 歳から 44 歳までの女性の人口で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

t　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月 1 日現在における 25 歳から 44 歳までの女性の就業者数を同年の 25 歳から 44 歳までの女性の人口で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端